

＜厚生労働大臣が定める揭示事項等について＞

(1) 入院基本料に関する事項

当院では、有床診療所療養病床入院基本料の届出を行っています。

当診療所には、看護職員が6人以上勤務しています。

(2) 入院時食事療養（Ⅰ）、入院時生活療養費（Ⅰ）の届出を行い、管理栄養士により栄養管理が行われた食事を適時適温で提供しています。

また月に1回行事食を提供しておりますが（別途徴収無し）、特別のメニューの食事は、提供しておりません。

【 朝食 8時 ・ 昼食 12時 ・ 夕食 18時 】

(3) 明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から領収書の発行の際に、個別診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行することとしております。明細書の発行を希望されない方は、窓口にてその旨をお申し出ください。